



## 隆安知財ニュースレター

### 目次

隆安ニュース	-----	1
■ <u>隆安が日本クライアントのリクエストに応じてオンラインセミナーを開催</u>		
隆安判例解説	-----	1
■ <u>「バニリン」営業秘密侵害事件 史上最高の賠償額 1.59 億元の判決が下された</u>		
中国知財ニュース	-----	1
■ <u>最高院知的財産権法廷が2年間で5121件を受理 結審率82%</u>		
■ <u>2020年、中国のPCT特許出願件数は過去最高を記録</u>		
■ <u>国家知識産権局が「専利出願行為の規範化に関する若干の規定」を公示 60%が自主撤回</u>		
■ <u>「最高裁による知的財産権侵害民事案件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」が公布</u>		
■ <u>最高裁は知的財産権侵害民事案件に適用する懲罰的賠償の代表判例を公示</u>		
<u>PART1</u>		

## 隆安ニュース

### ■ 隆安が日本クライアントのリクエストに応じてオンラインセミナーを開催

2021年第1四半期、隆安知財チームの権鮮枝弁護士が日本クライアントのリクエストに応じて、5回のオンラインセミナーを開催し、クライアントから高い評価を得た。セミナーのテーマは以下の通り。

1. 中国知財法の概要
2. 中国の特許・実用新案・意匠制度及びその活用
3. 中国の規格必須特許訴訟の事例及び留意点
4. インターネット上の商標権の権利行使
5. 中国における意匠権侵害の判定基準及び事例など

\*上記セミナーに興味がおありしたら、いつでもお気軽にご連絡ください。Zoom、MS Teams を活用したオンライン説明を提供することができます。

## 隆安判例解説

### ■ 「バニリン」営業秘密侵害事件 史上最高の賠償額 1.59 億元の判決が下された

#### 【事実概要】

バニリン (Vanillin) は全世界広範囲で使用されている香料であり、原告の嘉興中華化工公司与上海欣晨新技術有限公司が共同でバニリンの製造プロセスを開発し、技術秘密として保護している。係争権利侵害行為発生前、嘉興中華化工公司是世界最大のバニリン製造業者として、世界バニリン市場の約 60%を占めていた。

2010年、被告傅祥根（嘉興中華化工公司の元従業員）がバニリン技術情報を王龍集团公司に漏洩し、王龍集团公司は短時間で世界第三位のバニリン製造業者となり、世界バニリン市場の約 10%を占めていた。

2018年、嘉興中華化工公司、上海欣晨新技術有限公司は浙江高裁（以下一審裁判所という）に王龍集团公司、王龍科技公司、喜孚獅王龍公司、傅祥根等がバニリンの技術秘密を侵害していると訴え、侵害行為の差止めと 5.02 億元の損害賠償を求めた。

#### 【判決】

一審裁判所は被告らの行為が係争技術秘密の一部を侵害していると判定し、侵害行為の差止め及び経済的損失 300 万元と合理的支出 50 万元の支払いを命じた。

両当事者はいずれも一審判決を不服とし、最高裁に上訴した。最高裁では被告らの行為が係争技術秘密の全部を侵害していると認定した。そして、権利者が提供した経済損失の関連データ、当該侵害行為の情状が極めて深刻であること、係争技術秘密の商業的価値が極めて高いこと、王龍科技公司等の権利侵害者が発効された行為保全裁定の執行を拒むこと等の要素を総合的に考慮し、一審判決を撤回し、上述した権利侵害者らに対して損害賠償 1.59 億元（合理的支出 349 万元を含む）の支払いを命じた。また、本件の権利者が主張した損害賠償額が 2017 年末までのものであり、当時の法律にはまだ懲罰的損害賠償を規定していないため、懲罰的損害賠償を適用しなかったが、最高裁は 2018 年以後に継続している権利侵害行為に対して、権利者は別途で法に基づき救済を求めることが可能であると指摘した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/sTuGCWFo788nZEDHaa080w>

## 中国知財ニュース

### ■ 最高裁知的財産権法廷が 2 年間で 5121 件を受理 結審率 82%

最高裁が記者会見で公表したデータによると、最高院知的財産権法廷が設立されたことにより、裁判基準が統一され、裁判の質が大幅に向上し、2年間で受理した案件が 5121 件、

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

審結した案件が 4200 件、結審率が 82%でした。このうち、2020 年は 2787 件を審結し、2019 年より 1354 件増え、同期比 95%増加した。

2020 年には、裁判所が 1742 件の民事 2 審案件を審決し、調停による訴訟取下率が 36% (法廷で当事者らが和解を達成し、訴訟を取り下げること)、再審又は判決変更による結審件数が 339 件、1 審から 2 審の変更率は 19%、法廷が設立される前の高裁の変更率より高かった。また、審決した行政 2 審案件が 494 件、再審又は判決変更による結審件数が 39 件、1 審から 2 審の変更率は 8%、法廷が設立される前の当該審理を担当する北京市高裁の平均変更率と同等であった。

また、2020 年、裁判官の 1 人当たりの審結件数が 82.5 件で前年同期比 110%増加；二審案件の平均審査期間が 123 日、うち民事 2 審案件の平均審査期間が 121.5 日、行政 2 審案件の平均審査期間が 130.7 日、法廷が設立される前の地方高裁 1 年の平均審査期間と比べて、明らかに短縮された。

<https://mp.weixin.qq.com/s/BUTNUkysXognO3PPU9FHoA>

#### ■ 2020 年、中国の PCT 特許出願件数は過去最高を記録した

2020 年度は、前年比 4%増加、275,900 件と過去最高に達した。出願国のランキングでは、中国は 68,720 件で 1 位 (前年同期比 16.1%増)を獲得、アメリカは 59,230 件 (前年同期比 3%増)、日本 50,520 件 (前年同期比 4.1%減)、韓国 20,060 件 (前年同期比 5.2%増)、ドイツ 18,643 件 (前年同期比 3.7%減)であった。

出願人ランキングでは、華為は 5,464 件で 4 年連続 1 位、サムスン電子は 3,093 件、三菱電機は 2,810 件、LG 電子は 2,759 件、Qualcomm は 2,173 件でした。

2020 年、商標のマドリッド協定議定書に基づく国際出願件数が 63,800 件 (前年同期比 0.6%減少) までに減少し、2008-2009 年の世界金融危機以来初めての減少であった。また、出願国のランキングでは、アメリカは 10,005 件 (前年同期比 0.8%減)、ドイツは 7,334 件 (前年同期比 4.7%減)、中国は 7,075 件 (前年同期比 16.4%増)、フランスは 3,716 件 (前年同期比 16.2%減)、イギリスは 3,679 件 (前年同期比 5.1%増)であった。

<https://mp.weixin.qq.com/s/rvl88Jrkr90xZ5Uhf8Stw>

#### ■ 国家知識産権局が「特許出願行為の規範化に関する若干の規定」を公示 60%が自主撤回

3 月 11 日、国家知識産権局が「特許出願行為の規範化に関する若干の規定」を公示し、以下の 9 種類の行為が非正常な特許出願行為に該当すると規定した。

(1) 発明創造内容が明らかに同一、或いは実質的に異なる発明創造の特徴或いは要素を簡単に組合せ変化させてきた複数の特許を同時に或いは前後して出願した場合；

(2) 出願された特許の発明創造内容、実験データ或いは技術的効果に捏造、偽造、変造、或いは既存の技術、意匠に剽窃、簡単な置換、寄集め等類似する状況が存在する場合；

(3) 出願された特許の発明創造が出願人、発明者の実際の研究開発能力及び資源の条件と明らかに一致しない場合；

(4) 出願された複数の特許出願の発明創造内容が主にコンピュータプログラム或いは他の技術を用いてランダムに生成されたものである場合；

(5) 特許出願の発明創造が専利性審査の目的を回避するために意図的に作成され、明らかに技術改良或いは設計の常識と矛盾し、或いは実際の保護価値がないように改悪、積み重ね、不必要に保護範囲を縮小する発明創造、或いはいかなる検索及び審査の意味もない内容である場合；

(6) 非正常な特許出願行為の監督管理措置を回避するため実質的に特定の機構、個人或いは住所に関連付けられる複数の特許を分散、前後或いは異なる場所から出願した場合；

(7) 専利技術の実施、デザイン又はその他の正当な目的のためではなく、特許出願又は特許権を転売し、或いは偽りの発明者又は考案者に変更した場合；

(8) 専利代理機構、弁理士、或いは他の機関或いは個人が他人を代理、誘導、教唆、或いは共謀し各種非正常な特許出願行為を実施した場合。

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

(9)信義誠実の原則に違反し、正常な専利業務秩序を乱したその他の非正常な専利出願行為及び関連の行為の場合。

「中国知財報」の報道により、3月17日までに、今回通達された「非正常な専利出願」の60%が出願人によって取り下げられた。

<https://mp.weixin.qq.com/s/oPUV2Hy2PYBaKC8iV750hw>

## ■ 最高裁による知的財産権侵害民事案件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈が公布

3月3日、『最高人民法院による知的財産権侵害民事案件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈』（以下、『解釈』と略す）が公布され、同日より施行された。

『解釈』は知的財産権侵害民事案件における懲罰的賠償の適用範囲、「故意」及び「情状が極めて深刻」の認定、算定の基数及び倍数の確定等について具体的に規定された。

公布された『解釈』には主に以下の3つのポイントが含まれている。

(1)「故意」と「悪意」の関係を明確化した。懲罰的賠償の主観的構成要件として、民法典が「故意」を挙げているのに対し、商標法第63条第1項及び不正競争禁止法第17条第3項は「悪意」を挙げている。『解釈』は各方面の意見を踏まえ、研究を重ねた結果、「故意」と「悪意」の意味は一致すると判断した。

(2)情状が極めて深刻の認定基準を明確にした。情状が極めて深刻であることは懲罰的賠償の構成要件の一つであり、主に行為者の手段方法及びそれによる結果等の客観的なものを指し、基本的には行為者の主観的状态を問わない。『解釈』第4条規定の酌量情状は既存の典型的判例を参考にして定められたものである。

(3)懲罰的賠償基数の確定方法を明確にした。懲罰的賠償基数の確定について、専利法第71条、著作権法第54条、商標法第63条、不正競争禁止法第17条、種子法第73条で明確に定められている。著作権法と専利法が算定基数の優先順位を定めていないのに対し、商標法、不正競争禁止法及び種子法は順位を定めている。そのほか、懲罰的賠償に合理的な支出を加えるべきかどうかについては、法律によって異なっている。『解釈』第5条規定の「法律に別段の規定がある場合、その規定に従う」というのは、案件の類別によってそれぞれ対応する部門の法律を適用することを指す。

<https://mp.weixin.qq.com/s/6DxbZAUm6G80xKx5Fmnrw>

## ■ 最高裁が知的財産権侵害民事案件に適用する懲罰的賠償の代表判例を公示 PART1

### 代表判例1: 広州天賜公司等 VS 安徽紐曼公司等の営業秘密侵害事件

#### 【事件概要】

広州天賜公司、九江天賜公司が張華\*、劉\*、安徽紐曼公司、吳\*\*、胡\*\*、朱\*\*、彭\*が営業秘密（カーボポール Carbopol の製造プロセス）を侵害していると主張し、広州知的裁判所に提訴し、侵害行為の差止め、損害賠償及び謝罪を求めた。広州知的裁判所は当該侵害行為が営業秘密の侵害に該当すると認定し、故意による侵害と権利侵害の情状を考慮し、被告に2.5倍の懲罰的賠償を命じた。双方が広州知的裁判所の判決を不服し、最高裁に上訴した。最高裁は係争行為が営業秘密の侵害に該当することを肯定すると同時に、一審判決が損害賠償を確定する際、技術秘密の貢献度を考慮しておらず、懲罰的損害賠償を確定する際、被告の主観的悪意の程度や権利侵害を業とすること、大規模の権利侵害、長時間継続していること、立証を妨害する行為等の深刻な情状を考慮していないことを指摘し、懲罰的賠償の上限5倍を適用する判断を下し、被告の安徽紐曼社に3000万元の経済損失及び合理的支出40万元の支払いを命じ、華\*、劉\*、胡\*\*、朱\*\*に前述した損害賠償額それぞれ500万元、3000万元、100万元、100万元の連帯責任を負うことを命じた。

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部ビル8階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

**【入選理由】**

本件は、最高裁が下した知的財産権侵害の初めての懲罰的賠償案件である。最高裁は被告の主観的悪意、権利侵害を業とすること、立証を妨害する行為及び権利侵害行為の持続期間、権利侵害の規模等の要素を十分に考慮した上で、法定の懲罰的賠償額の最大倍数（5倍）を適用して賠償額を確定し、知的財産権司法保護を強化するという強烈的なシグナルを明確に示した。

**代表判例 2: オルドス公司 VS 米琪公司の商標権侵害紛争事件****【事件概要】**

オルドス公司は2004年2月14日に25類のマフラー、服装、手袋などで使うの  商標権を取得した。2015年6月、原告は、米琪公司がTmallの「米琪服飾专营店」で販売したカシミアに係争商標の顕著的な要素、即ち「鄂爾多斯」と言う中国語文字を使用していることを発見し、侵害訴訟を提起した。北京知財裁判所は、被告の侵害行為により取得した不法利得が権利侵害製品の売上、単価、適切な利潤率の積で確定すべきと指摘した。さらに、オルドス公司の「鄂爾多斯」シリーズ商標の知名度が高く、Tmall店舗の商品利潤率が高いことを考慮し、侵害行為の実施により、商標権者にもたらす損害はより深刻であるはず。また、米琪公司が「毛糸、スカーフ糸、カシミア」等衣装と密接に関連する商品を販売する経営者として、係争商標の知名度を知るべきでありながら、自らが経営のオンライン店舗で係争商標とほぼ同様な標章を使用し、かつ侵害行為が長く続いたことから、主観的な悪意は明らかで、侵害情状が深刻であった。従って、賠償額を被告の不法所得の2倍にして確定した。

**【入選理由】**

当該判決によって裁判所は懲罰的損害賠償を正確に実施することと悪意による商標権の侵害行為を厳しく制裁する決意を表明した。当該判決では「主観的な悪意」の認定、懲罰的損害賠償の「基数」と「倍数」を確定する際の考慮要因を明らかにしたことにより、判決の法理を明白にして、より説得力のある結果を生み出した。判決が下された後、両当事者とも上訴せず、良好な社会成果を挙げた。

**代表判例 3: 小米科技公司等 VS 中山奔騰公司等の商標権侵害及び不正競争係争事件****【事件概要】**

2011年4月、小米科技公司は「小米」  商標を登録し、指定商品は携帯電話やビデオ電話等である。その後、「智米」等のシリーズ商標を登録した。小米科技公司、小米通讯公司是2010年以来、業界で数多くの国家名誉を獲得し、各マスメディアが小米科技公司、小米通讯公司及小米携帯に対して、持続的かつ広く宣伝していた。

2011年11月、中山奔騰公司是「小米生活」商標を出願し、2015年登録され、指定商品は電気調理器具、給湯器、電圧鍋等である。2018年、登録された「小米生活」は「不正な手段による登録出願」の理由で無効にされた。また、中山奔騰公司が出願している90余りの商標の内、複数件の商標が小米科技公司的「小米」、「智米」の標章と酷似する他に、「百事可樂 PAPSIPAPNE」「蓋樂世」「威猛先生」等の知名ブランドと同様又は酷似する商標も含まれている。

江蘇省高裁は、オンライン店舗のコメント数を商品売上算定の参考基準とすることができると指摘した。本件に関わる23軒のオンライン店舗の売上高は不法利得の計算範囲内にすることができると判断した。また、「(1)中山奔騰公司等が宣伝活動、侵害品の販売を二審まで継続する行為は明らかな悪意を有する。(2)中山奔騰公司等は複数のECサイトで、数多くのオンライン店舗を通じて商品を販売した。さらに、サイトで展示された商品が多様多様であり、権利侵害の規模が大きく、懲罰的損害賠償の考慮要素に該当する。(3)「小米」は馳名商標（知名商標）であり、知名度と市場影響力が高い。(4)係争商品は

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部ビル8階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

市場監督部門に不合格商品と認定され、一部の消費者から係争商品の品質には問題があるとのクレームが出た。」ことにより、江蘇省高裁は中山奔騰公司等が実施した権利侵害行為により、小米科技公司、小米通迅公司の名誉に損害を与えたため、中山奔騰公司等に対する懲罰を強化すべきと判断し、不法取得の3倍にした損害賠償額を確定し、原告小米科技公司、小米通迅会社が主張した5000万元の賠償額を全額で認めた。

#### 【入選理由】

本判決では懲罰的損害賠償に関する「悪意」、「情状が深刻」の認定要件及び基数と倍数の確定方法を説明し、係争商品の販売特徴に合わせて、懲罰倍数に影響する確定要件について全面的に分析し、主観的悪意の程度、情状深刻の程度、権利侵害の結果が極めて深刻である場合の倍数を確定し、懲罰的損害賠償制度の適用における実務サンプルを提供し、知財侵害行為に厳格に対処する政策の決意を表した。

[https://mp.weixin.qq.com/s/EbwFV0fLfIsTIE\\_bRdwNzg](https://mp.weixin.qq.com/s/EbwFV0fLfIsTIE_bRdwNzg)